

協議第100号

平成16年6月10日確認

各種事務事業の取扱い（高齢者福祉事業）について

各種事務事業の取扱い（高齢者福祉事業）について別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 敬老祝金等事業については、敬老事業として、祝金の贈呈と長寿者訪問の事業を行うものとする。</p> <p>(1) 祝金の対象者は、市内に1年以上居住し、9月15日現在で、満80歳、90歳、100歳の節目を迎える人とし、祝金(または記念品)の額については、合併までに調整する。</p> <p>(2) 長寿者訪問は、市内最高齢者男女各1名に、市長等が訪問し記念品を贈るものとする。</p> <p>2 緊急通報装置事業については、合併後も引き続き実施する。対象者については、所得制限を設ける。なお、現利用者については経過措置として現行のまま事業を継続する。</p> <p>3 老人クラブ助成事業については、津市の基準により助成する。</p>
関係項目	高齢者福祉事業		<p>4 はり・灸・マッサージ施術費助成事業については、津市の例により調整する。</p> <p>5 紙おむつ等給付事業については、現物給付とし、支給限度額を久居市・安濃町の例により調整する。</p> <p>6 高齢者訪問美理容サービス事業については、久居市の例により調整する。</p> <p>7 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業については、事業内容、利用料金は河芸町の例により調整する。ただし、対象者については、河芸町の例に「身障手帳1、2級所持者と寝たきりの者」を含めるものとする。</p> <p>8 徘徊高齢者家族支援サービス事業については、久居市の例により調整する。</p>

## 先進地事例

## 【宗像市】

- (1)介護保険外の高齢者福祉サービス事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。
- (2)利用者負担については、介護保険事業等との均衡を図りながら、新市において設定する。

## 【瑞穂市】

- (1)在宅介護支援センター事業については、「地域型支援センター」が3箇所となり、合併後、統括すべき「基幹型支援センター」の設置を併設も含め、検討する。社会福祉協議会及び民間在宅介護支援センター等への業務委託は、現行のとおりとする。
- (2)敬老会事業については、両町の小、中学校の校区単位の地域開催型の敬老会に移行する。両町の現行予算額内で実施する。実施方法については、開催校区ごとに協議調整する。また、穂積町の75歳記念写真事業は、新市においては実施しない。
- (3)長寿者褒賞事業については、以下のとおりとする。
- ア 長寿祝い金を99歳1,000,000円、95歳100,000円、90歳50,000円、88歳30,000円とする。
- イ 88歳、90歳、95歳については、当該年度においてそれぞれの年齢に到達する者を対象とし、敬老会の近日に贈呈する。99歳については、99歳の誕生日において、引き続き5年以上新市の区域内に住所を有する者に対し、誕生日に贈呈する。
- ウ 新市の区域内に住所を有する者のうち、長寿者褒賞制度の改正により、祝い金の贈呈対象から漏れる99歳の者に対しては、移行時特例を設けて贈呈する。

## 【対馬市】

- ・高齢者保健福祉計画...新市において新たに策定する。
- ・老人ホーム入所措置...入所判定委員会については、新市において新たに設置するものとし、費用徴収基準については、現行のとおりとする。
- ・介護予防・生活支援事業...現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、サービス回数等については、新市において調整する。
- ・在宅介護支援センター運営事業...現行のとおりとする。
- ・高齢者サービス調整チーム会議...新市において新たに設置する。
- ・その他の事務事業...合併時に調整する。

## 【いなべ市】

高齢者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努める。